明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（九六）　九
○有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（九七）　五
○東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（九八）　五

〔政　令〕
○地方税法施行令の一部を改正する政令（二五八）　二
○玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令（二五九）　二
○有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（二六〇）　一六

〔省　令〕
○地方税法施行規則及び普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務一一八）　一六
○国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（厚生労働・国土交通二）　一七
○高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（国土交通六四）　三六
○環境省組織規則の一部を改正する省令（環境一六）　四〇

〔告　示〕
○町を市とする処分の件（総務三八六）　四〇
○市の境界確定の件（同三八七）　四一
○市の廃置分合の件（同三八八）　四一
○アメリカ合衆国を原産地とする玉軸受及び円すいころ軸受について関税定率法第六条第一項の規定により報復関税を課することが決定された件（財務二七八）　四三
○有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律施行令第一条第三号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が指定する事業を指定する件の一部を改正する件（農林水産一五二二）　四三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人酒類総合研究所の役員の任命、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、平成二十二事業年度財務諸表（独立行政法人国立健康・栄養研究所・独立行政法人労働安全衛生総合研究所・日本年金機構）、東日本高速道路株式会社工事開始、公認会計士等の登録及び登録抹消、土地家屋調査士名簿登録等、日本弁護士連合会裁決・懲戒の処分関係　五五
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一〇六
会社その他
会社決算公告　一〇七

本号で公布された法令のあらまし

◇東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（法律第九六号）（総務省）

一　地方税法に関する事項

1　不動産取得税

㈠　警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋（以下「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者等が、当該家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）の取得をした場合において、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、一年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第五一条関係）

㈡　警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地（以下「対象土地」という。）の同日における所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと道府県知事が認める土地の取得をした場合において、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して三月を経過するまでの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の用に供する土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合を乗じて得た額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。（附則第五一条関係）